

Client Alert

15 September 2022

本アラートに
関するお問い合わせ先



谷田部 耕介
カウンセラー
03 6271 9722
kosuke.yatabe@bakermckenzie.com

特定投資家に移行可能な個人の要件の改正

金融商品取引法において特定投資家制度とは、顧客を特定投資家（いわゆるプロ）と一般投資家（いわゆるアマ）に区分し、金融商品取引業者等が特定投資家を相手方として取引を行う場合には、適合性の原則など行為規制の一部を適用除外する制度である。

従来、（組合の業務執行等を行わない）個人投資家が特定投資家に移行するには、①純資産 3 億円以上保有し、かつ、②投資性金融資産 3 億円以上保有し、かつ、③移行の申出を行う金融商品取引業者等との間で同種の取引契約を締結した日から 1 年経過していることが必要とされていた。

2022 年 7 月 1 日より、当該要件が弾力化され、個人投資家は以下の場合に特定投資家への移行が可能となった。

1. ①純資産 3 億円以上保有し、かつ、②投資性金融資産 3 億円以上保有し、かつ、③金融商品取引業者等（移行の申出を行う業者に限定されない）との間で同種の取引契約を締結した日から 1 年経過している（以下「取引経験要件」）場合
2. ①純資産 5 億円以上保有又は投資性金融資産 5 億円以上保有又は前年の収入金額 1 億円以上であり、かつ、②取引経験要件を充足する場合
3. ①過去 1 年間における 1 月当たりの証券・デリバティブに関する取引契約等の平均的な件数が 4 件以上であり、かつ、②純資産 3 億円以上保有又は投資性金融資産 3 億円以上保有し、かつ、③取引経験要件を充足する場合
4. ①金融業などの特定の知識経験を有する者であり、かつ、②純資産 1 億円以上保有又は投資性金融資産 1 億円以上保有又は前年の収入金額 1,000 万円以上であり、かつ、③取引経験要件を充足する場合

上記の改正により、金融商品取引業者や適格機関投資家等特例業務届出者等は、より広範な顧客を対象に円滑な取引が可能となり、取引コストの削減につながることを期待される。

以上